

愛西市第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定について

1 計画策定の趣旨

市町村は、介護保険法第117条第1項に基づく介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8第1項に基づく老人福祉計画を一体のものとして策定することが義務づけられています。愛西市では、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」をこれに位置づけています。

令和8年度をもって、「愛西市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の計画期間が終了となるため、新たに令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とする、「愛西市第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定します。

2 計画期間

令和9年度～令和11年度の3か年計画です。この計画に基づき、3か年の第1号被保険者（65歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

R6 2024年	R7 2025年	R8 2026年	R9 2027年	R10 2028年	R11 2029年	R12 2030年	R13 2031年	R14 2032年
第9期計画								
第10期計画								
第11期計画								

3 策定の手法

(1) 高齢者実態調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向など、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、令和7年度に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「介護保険に関する調査（介護保険事業者用、介護支援専門員用）」を実施します。アンケート結果の単純集計、クロス集計を行い、調査結果の分析を行います。

(2) 第9期計画の振り返り、第10期計画の検討・策定

策定にあたっては、実態調査で把握された現状、現行計画の振り返りを基に進めるほか、介護保険法改正などの国の動きを注視しながら進めていきます。

また、高齢者福祉に関する取り組みの現状を把握、課題を明確にし、第10期計画策定に向けて、今後の取り組み等を検討していきます。